

情報共有と町民参加のまちづくり

平取町自治基本条例

概要版



「平取町自治基本条例」は、平成 20 年 3 月に制定され、平成 26 年度に見直し作業を行ない、平成 27 年 3 月議会で条例が改正されました。この条例は、8 章 39 条からなり「情報共有」や「町民参加」など、まちづくりに関係する人々（町民・議会・町長等）が自治体運営に関するさまざまな事柄の決定のよりどころとして共有する最も基本的なルールを定めたものです。

平 取 町

平成 27 年 4 月発行

自治基本条例の Q & A

Q 自治基本条例って何？

A 自治基本条例は、まちづくりを進めるための基本的なルールを明らかにしたもので、このまちをどのように運営していくのか、その基本原則や町民、議会、行政の関係やそれぞれの役割と責任などを定めており、「まちづくりの憲法」とも呼ばれ、自治体においても最上位の意味を持つ条例です。（最高規範性）

Q どうして自治基本条例が必要なの？

A 平成12年の（国による）地方分権改革によって、地域としての自主性、自立性を高め、地域の個性を生かしたまちづくりを、地域が主体的に進めていくことが求められています。

このため、「町民参画」と「協働」を推進し、町民が主役のまちづくりを実現するために、平取町の自治のあり方（ルール）を定める必要があり、条例を制定しました。

Q 自治基本条例はいつできたの？

A 平成20年3月に制定されて、その4月から施行されました。制定に至るまでには、町長が「自治基本条例をつくる会」に諮問し、1年以上もかけて検討したものを、町長に答申し議会での議決となっています。

Q 自治基本条例で何が変わるの？

A これまでは、行政だけがまちづくりを進めた時代がありました。この条例ができたからといって、町民の皆さんの暮らしが、急に変わるものではありません。

しかし、まちの施策や条例づくり、重要な決断の際に、町民の意見を十分反映するための仕組みが整えられました。

役場や議会は、町民の皆さんへ分かりやすい情報提供に努め、町民の皆さんも行政やまちづくりに関心をもって参画いただくよう、それぞれが責務を果たし、一歩ずつ改革していくこととなります。

Q 自治基本条例の見直しは何故行なったの？そして何が変わったの？

A 条例の第38条に「4年を越えない範囲で条例を見直すこと」が規定されています。今回は、それを2年過ぎ遅くなってしまいましたが、その規定に基づく見直しです。今回の見直しでは、特に原則に「協働」を加え、条文を1条追加したことが大きいと思います。もともと「協働」については前文でもふれられており全体に網羅されているものでしたが、更に協働を進めるために、原則と条文を追加しています。その他、検討委員会からは多くの附帯意見が出されています。それらにひとつひとつ応えながら、自治基本条例に基づくまちづくりを進めていきたいと考えています。

平取町自治基本条例の構

前 文

第1章 総 則

条例の役割や目的を明らかにするとともに、用語の定義、町政運営の基本原則を定めています。

第1条 目的 第2条 位置づけ・最高規範性 第3条 定義 第4条 基本原則

原則条項

第2章 情報共有

町が保有する情報を知る権利や積極的な情報公開、説明責任などについて定めています。

第5条 情報の共有と公開
第6条 情報を共有する制度
第7条 個人情報保護

第8条 説明責任
第9条 選挙

第3章 町民参加と協働

町政の主権者である町民の参加する権利やそれを保障すること、町民投票制度などについて定めています。

第10条 町民参加の権利 第14条 町民の責務
第11条 町民参加の保障 第15条 協働
第12条 町民参加の推進・拡充 第16条 町民投票
第13条 町民の知る権利

基本原則を実現する条項

第4章 行政運営

総合計画や評価、危機管理体制の確立など、町政運営のために必要な制度的制度等について定めています。

第17条 総合計画 第22条 出資団体等
第18条 評価 第23条 公益通報
第19条 行政改革 第24条 法務体制
第20条 財政 第25条 行政手続
第21条 財産 第26条 危機管理体制の確立

第5章 議会

平取町の意思決定機関としての役割や責務、情報提供の推進など、議会活動を充実させるための必要な事項を定めています。

第27条 議会の役割と責務
第28条 議会の組織
第29条 政策会議
第30条 議会の会議
第31条 議会の情報公開
第32条 議員の責務

第6章 行政組織

行政組織の基本的な体制、町長、職員の責務などについて定めています。

第33条 執行機関の組織
第34条 執行機関運営の原則
第35条 町長の責務
第36条 職員の責務

第7章 連携・協力

ひとつの町では解決できない課題や町政発展のための先進事例などを学ぶため多様な主体と連携・協力することについて定めています。

第37条 広域連携
第38条 交流・連携

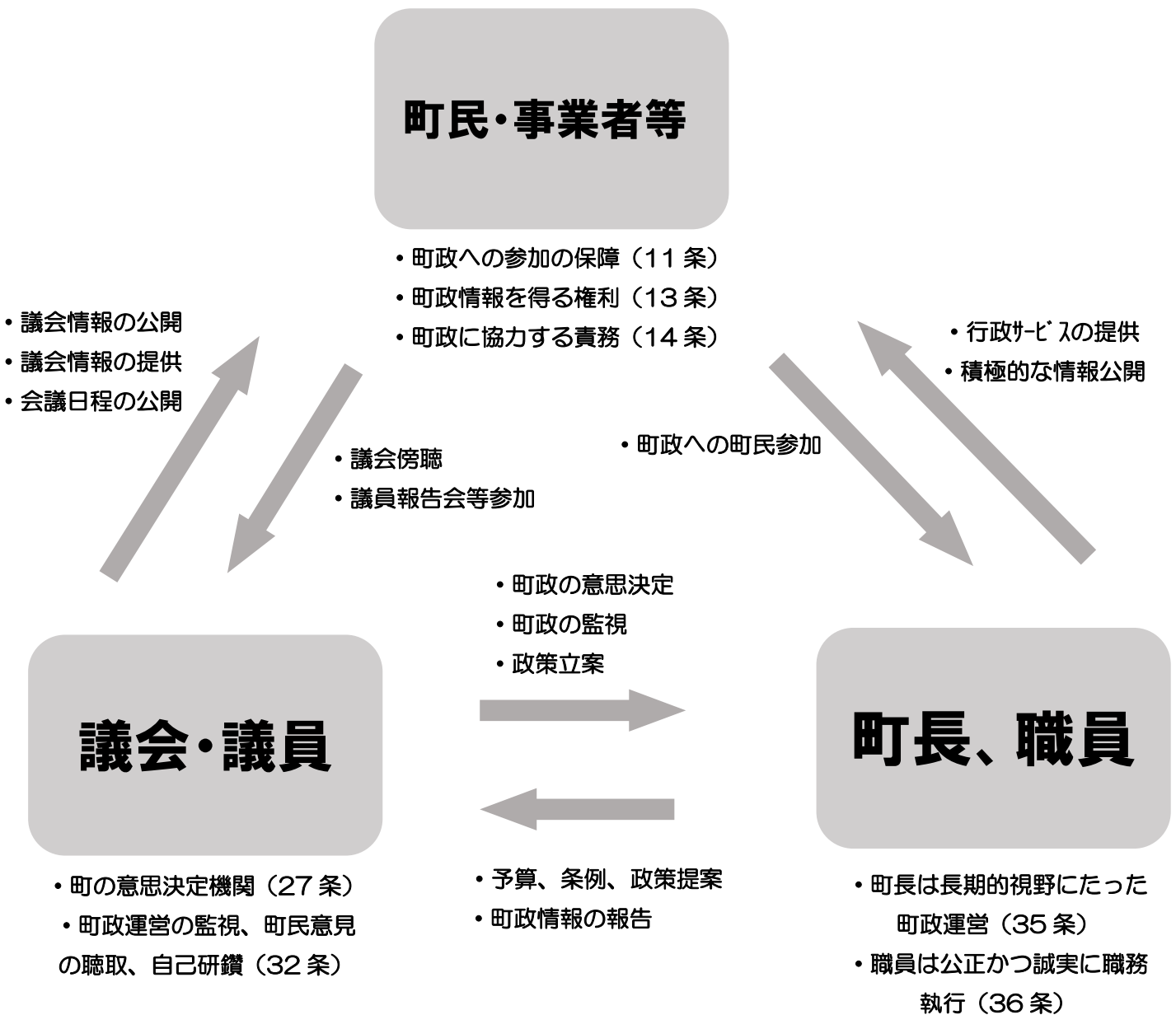
第8章 改正

この条例の見直し時期を定めています。
第39条 条例の見直し

<条例のイメージ図>

町民・議会・町長等のそれぞれの役割や義務

町民の権利と責務、議会及び町長等の役割と責務、自治のしくみを定めることについて共通の認識をもち、みんなで力を合わせ、町民主権による自治の確立をめざします。



平 取 町 自 治 基 本 条 例 の 概 要

前 文

平取町の貴重な文化や歴史と、発展的に継続可能な地域社会をつくるための自治のしくみを次代に引き継ぐ責務をうたっています。そのために、情報の共有と町民参加を基本とした、町政運営の理念、制度運営などの原則を明らかにするため、条例を制定することを述べています。

第1章 総 則（第1条～第4条）

総則では、この条例の制定目的、条例の位置づけ・最高規範性、用語の定義、基本原則について定めています。

【第1条 目的】

町民の権利と役割、議会、町長、職員の責務を定め、町民主体の創造的な平取町の自治の確立を図ることが目的と定めています。

【第2条 位置づけ・最高規範性】

最高規範性をもつ「まちの憲法」として位置づけ、町民、議会、町長及び職員はこの条例を遵守しなければならないことを定めています。

【第3条 定義】

条例中でうたわれる「町民」「町」「執行機関」「町政」の4つの用語の意味について定めています。

【第4条 基本原則】

前文に掲げた自治の基本理念や、町民主体の自治の実現を図るため、町政運営の基本原則の「情報共有」「町民参加」「協働」「行政運営」「議会」「行政組織」「連携・協力」について定めています。

第2章 情報共有（第5条～第9条）

情報共有では、町が保有する情報を知る権利や積極的な情報公開、説明責任などについて定めています。

【第5条 情報の共有と公開】

町政に関する情報は、町民の共有財産とする認識にたち、単に提供するのではなく、理解されるためにわかりやすいものを速やかに提供することや、情報共有は、行政からの一方通行ではなく町民からの情報発信があって成り立つものと定めています。

【第6条 情報を共有する制度】

情報の共有を進めるため、情報を正確にわかりやすく、会議の公開、町民意見の反映等手法・制度について定めています。

【第7条 個人情報保護】

第1項では町民の権利や利益を守るための個人情報の保護、第2項では個人情報の保護に関する詳細な規定を「平取町個人情報保護条例」に委ねることを定めています。

【第8条 説明責任】

町は町政の意思決定過程や政策等について、その経過と内容を町民に明らかにし、わかりやすく説明する義務と責任を負うことについて定めています。

【第9条 選挙】

町長候補者、町議会議員候補者が選挙に立候補した時は、町民に対して選挙に臨む自らの考えを、有権者に示すよう努めることを定めています。

第3章 町民参加と協働（第10条～第16条）

町政の主権者である町民の参加する権利やそれを保障すること、町民投票制度などについて定めています。

【第10条 町民参加の権利】

町民は町政の主権者であり、町政運営に主体的に参加する権利があることを明らかにしています。

【第11条 町民参加の保障】

町の基本的な計画の策定や行政評価などのあらゆる経過に、町民参加の保障をすることを定めています。

【第12条 町民参加の推進・拡充】

執行機関は、町政運営のあらゆる分野における町民参加を保障し、推進するため、多様な参加の手法を用意しなければならないことを定めています。

【第13条 町民の知る権利】

町民の権利として、必要な情報を取得できることを定めています。

【第14条 町民の責務】

町民自身がまちづくりの主体、担い手であることを認識し、地域づくりのために協力する責務があることを定め、合わせて、この条例の趣旨を尊重し、町政に参加するときには公共的視点をもって発言、行動しなければならないことを定めています。

【第15条 協働】

町民と町、それぞれの特性を理解し合うとともに、共通の目的を持って役割を担い合い、対等な関係で協働に努めていくことを定めています。

【第16条 町民投票】

町の重要な政策判断などが必要なときに、町民意思確認のため町民投票を最終手段として位置づけ、制度を設けることができることを定めています。

第4章 行政運営（第17条～第26条）

総合計画や評価、危機管理体制の確立など、町政運営のために必要な基本的制度について定めています。

【第17条 総合計画】

町の中長期的な視点にたち、総合的で計画的な町政運営を行うため、「総合計画」を策定することを定めており、町政運営のための最上位計画と位置づけ、事業などは計画にもとづいて行うことを定めています。

【第18条 評価】

執行機関は、効果的、効率的な行政運営にむけて外部評価制度を確立し、その結果を公表することを定めています。

【第19条 行政改革】

無駄を省き、最少の経費で効率的な町政運営を行うため、「平取町行財政改革大綱」を策定し、行政改革を積極的に進め、その結果の公表を定めています。

【第20条 財政】

予算編成にあたっては、総合計画に基づいた予算編成の実施と、町の財政状況をわかりやすく公表することを定めています。

【第21条 財産】

町が保有している財産の適正管理及び効果的な運用と、その財産の管理状況の公表を定めています。

【第22条 出資団体等】

町が出資する団体、職員を派遣している団体、指定管理団体等の経営状況及び町の財政との関係やそれを評価した結果などを、町民に分かりやすく公表することを定めています。

【第23条 公益通報】

第1項では町の職員が公正な町政運営を妨げ、町政の信頼を失いかねない行為が行なわれていることを放置・隠ぺいしてはいけないこと、第2項ではその通報を行なった際、職員が不利益を受けないように保護されなければならないことを定めています。

【第24条 法務体制】

町は、自治基本条例を最高規範とする法体系を積極的に行なうこと、法務能力向上に向けて専門機関との連携等必要な整備を行うことを定めています。

【第25条 行政手続】

行政手続に関するルールを予め町民に明らかにし、町民の権利利益を保護すること、行政の透明性を図ることを定めています。

【第26条 危機管理体制の確立】

執行機関に対しては、町民の生命・財産を守るため危機管理体制の整備をすること、町民に対しては自らを守る努力と、災害対応等に協力することを定めています。

第5章 議会（第27条～第32条）

町の意思決定機関としての役割や責務、情報提供の推進など、議会活動を充実させるための必要な事項を定めています。

【第27条 議会の役割と責務】

第1項では議会が町民の直接選挙により選ばれた議員により構成され、町の施策等の意思決定を行う機関であることを明らかにし、第2項では議会の権限、第3項では住民参加型の議会を実現するための調査活動に努力すること、第4項では議会の会期外の調査活動等の努力、第5項では、町長が示す政策方針や条例が基本条例の理念、原則に則しているかの点検と課題を把握し、質疑の充実に努力することを定めています。

【第28条 議会の組織】

議会の組織及び定数は議会の役割を十分に考慮して決定することを定めています。

【第29条 政策会議】

町政運営に関する政策などに関し、集中的に自由な議論を行なう政策会議の設置とその運営について定めています。

【第30条 議会の会議】

議会に出席要請があった説明員と議員が、双方向の議論ができるしくみを規定しています。第2項では、議会の会議は原則公開であることを定めています。

【第31条 議会の情報公開】

議会が保有する情報は積極的に公開するとともに、町民に傍聴などの機会を多くもってもらうため、本会議、各常任委員会などの日程の事前周知、議会情報など、多様な手段を用いて情報提供することを定めています。

【第32条 議員の責務】

議員は、日頃の活動を通じて、地域の課題や町民の意向を把握し、議会活動に反映すること、公正誠実な職務の遂行、自己研鑽に努力することを定めています。

第6章 行政組織（第33条～36条）

行政組織の基本的な体制、町長、職員の責務などについて定めています。

【第33条 執行機関の組織】

執行機関の組織は、効率的で相互連携を保ち機動的に編成することを定めています。

【第34条 執行機関運営の原則】

町の執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会など）は、公正かつ誠実に職務の執行にあたる義務があることを定めています。

【第35条 町長の責務】

町民の代表として、町民意思・町の現状把握、経済情勢等に敏感に対応し、公正で民主的な町政を進める責務があることを定めています。そのうえで、長期視野にたった町政運営、職員能力の向上、自治基本条例の理念実現に向けた就任時の議会での宣誓を定めています。

【第36条 職員の責務】

第1項では、町民全体の奉仕者として公共の利益のために仕事を行うこと、第2項では、町民の視点たった職務の遂行、第3項では、前例にとらわれない柔軟思考での職務の遂行、第4項では、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めることについて定めています。

第7章 連携・協力（第37条～第38条）

ひとつの町では解決できない課題や町政発展のための先進事例などを学ぶため、多用な主体と連携・協力することについて定めています。

【第37条 広域連携】

町単独では対応が難しい課題の解決に向け、それぞれの役割を明確化し他の自治体などと連携・協力することを定めています。

【第38条 交流・連携】

国内外を問わず、多様な価値観をもつ人々との様々な交流を通じ、そこから得られる知恵や情報を町政運営に活かしていくことを定めています。

第8章 改正（第39条）

【第39条 条例の見直し】

自治基本条例は、一定の時間を経過したときに検証する必要性を認め、充実した内容になるよう見直しについて定めています。（その期間は、条例施行後4年以内としています。）



平取町自治基本条例

前 文

平取町は、沙流川の清らかな流れが育んだ豊かで雄大な自然のもと、農林業を基幹産業として発展してきました。私たちは、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌの人々や先人達が共に築いた歴史や文化、みどり溢れる自然や風土などの大切な財産と、未来に向かっていつまでも「輝くびらとり」であり続けるための自治のしくみを、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責務があります。私たちは、情報の共有による積極的な町民参加が自治をつくる原動力となることを強く認識し、町政運営の基本理念や制度運営の原則を明らかにするとともに、協働の精神を基本とし、みんなで力を合わせ、町民主権による自治を確立するため、平取町自治基本条例を制定します。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、町政運営の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会、町長、職員の責務を定めることにより、町民主体の創造的な自治の実現を図ることを目的とします。

(位置づけ・最高規範性)

第2条 この条例は、町政運営における最高規範と位置づけ、町民、議員、町長及び職員はこの条例を遵守し、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容に基づき、適合させなければなりません。

(定 義)

第3条 この条例における用語の意味は次のとおりです。

- (1) 町民 平取町内に住所を有する人をいいます。
- (2) 町 執行機関及び議会で構成される自治体をいいます。
- (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 平取町における政治、行政の全てのことをいいます。

(基本原則)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

[情報共有]

(1) 町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことにより、透明な町政を築き、かつ町民参加を効果的に進めるための条件を整えます。

[町民参加]

(2) 町は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。

[協 働]

(3) 町民と町は、それぞれの自主性を尊重し、お互いに補い合う協働のまちづくりをすすめることを基本とします。

[行政運営]

(4) 執行機関は、総合計画、財政運営、法務体制、行政評価等、行政運営の質を高めるために必要な制度の確立及びこれらの運用の原則を明らかにします。

[議 会]

(5) 議会は、町民の意思を反映するとともに、行政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上を図ります。

[行政組織]

(6) 町長は、的確な意思決定と効果的な政策の立案、執行のため、効果的な行政組織を編成するとともに、職員の政策能力の開発を図ります。

[連携・協力]

(7) 町は、自らの責任と判断において、他自治体や国及び関係機関、町内外の団体などと、対等の立場で連携、協力します。

2 町は、より効果があがるよう、この条例で定める町政運営の制度を可能な限り相互に関連づけて活用しなければなりません。

第2章 情報共有

(情報の共有と公開)

第5条 町は、町の保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、町政に関する正しい、わかりやすい情報を町民がすみやかに、容易に得られるよう、情報を積極的に公開しなければなりません。

2 町民は、情報共有が町からの一方的な情報の提供ではなく、相互の情報発信があつてこそ成り立つことを認識し、情報を提供するよう努めなければなりません。

(情報を共有する制度)

第6条 町は、情報の共有を進めるため、町の保有するすべての情報を対象に、次に掲げる制度を設けなければなりません。

- (1) 町の情報を正確にわかりやすく提供する制度

- (2) 町の会議を公開する制度
 - (3) 町民の意見等が町政運営に反映される制度
 - (4) 町が保有する文書その他の記録などを請求する制度
- 2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。
- 3 第1項各号に関して必要な事項は、別に条例などで定めます。

(個人情報保護)

第7条 町は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護しなければなりません。

2 個人情報保護について必要な事項は、別の条例で定めます。

(説明責任)

第8条 町は、町政運営に関する事務事業等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に的確な情報をわかりやすく説明しなければなりません。

2 町は、町民からの意見、要望または説明の求めなどに対し、誠実かつすみやかに対応しなければなりません。

(選挙)

第9条 町長、町議会議員の候補者は、選挙の時に、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めなければなりません。

第3章 町民参加と協働

(町民参加の権利)

第10条 町民は、町政の主権者として、それぞれの年齢にふさわしい町政運営に参加する権利があります。

2 町民は、町政運営に参加する際に、国籍、民族、性別、年齢、心身の状況、信条、社会的又は経済的環境等によるいかなる差別も受けません。

(町民参加の保障)

第11条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や立案等の検討過程において、町民の参加を保障しなければなりません。

(町民参加の推進・拡充)

第12条 執行機関は、多くの町民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

2 執行機関は、次に掲げるときは、町民の参加を図らなければなりません。

- (1) 総合計画などの重要な計画を策定し見直すとき。
- (2) 重要な条例案の策定や改廃を提案するとき、及び、規則や要綱などを制定し、改正し、廃止するとき。
- (3) 事業を選択するとき。
- (4) 事業を実施するとき。
- (5) 行政評価を実施するとき。

3 町内に住所を有しない人で、町内で働いている人、学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体については、町政に参加する機会が保障されます。

(町民の知る権利)

第13条 町民は、町が保有する町政についての情報を知る権利があります。

(町民の責務)

第14条 町民は、町政の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を実現する責務を有します。

2 町民は、この条例主旨を尊重するとともに、町政運営に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

(協働)

第15条 町民と町は、相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら、協働を推進します。

(町民投票)

第16条 町長は、町政の重要事項について、町民の意思を直接に確認し、町政に反映させるため、町民による投票を実施することができます。

2 町は、町民投票に参加できる者の資格、投票結果の取り扱い、その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めなければなりません。

第4章 行政運営

(総合計画)

第17条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、めざすべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための基本計画で構成する総合計画を、町民の参加を経て策定し議会の議決を経なければなりません。

2 執行機関は、総合計画を最上位の計画と位置づけ、町が行う政策は、災害復旧事業などの緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施しなければなりません。

3 執行機関は社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する基本計画を審議会などの検討を経て、必要に応じ見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

4 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行を管理しなければなりません。

(評 価)

第18条 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため、町民参加の外部評価も取り入れた行政評価のしくみを確立し、効果的で効率的な行政運営に努め、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。

(行政改革)

第19条 執行機関は、効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を町民の参加を経て策定し、行政改革を積極的に進めなければなりません。

2 執行機関は、行政改革大綱及びその進捗状況を公表しなければなりません。

(財 政)

第20条 町長は、総合計画の財政計画に基づいた予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。

2 町長は、財政計画、予算の内容、決算の状況、財政指標などを、毎年度、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

(財 産)

第21条 執行機関は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければなりません。

2 執行機関は、財産の価値、取得の経過、処分又は取得の予定、管理の状況を公表しなければなりません。

(出資団体等)

第22条 執行機関は、町が出資している団体、職員を派遣している団体、公の施設の管理を委ねている団体など（以下「出資団体等」といいます。）に関し、町との関係と出資団体等の経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。

2 執行機関は、出資団体等への支出など、町と出資団体等との財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。

3 執行機関は、出資団体等の経営状況と町との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

4 出資団体等の公表に関して必要な事項は、別に条例などで定めます。

(公益通報)

第23条 町の職員は、公正な町政運営を妨げ、町政の信頼を損なう行為が行われている、若しくは行われようとしていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。

2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保護されなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別の条例などで定めます。

(法務体制)

第24条 町は、町民主体の町政運営を実現するため、条例等を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系の整備を積極的に行なわなければなりません。

2 町は、法令解釈や法務に関する能力向上のため、専門機関等との連携により必要な体制の整備を行なわなければなりません。

(行政手続)

第25条 執行機関は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導と届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(危機管理体制の確立)

第26条 執行機関は、町民の生命や財産を守るとともに、災害等の緊急時に機能的な活動が図られるよう、危機管理体制を整備しなければなりません。

2 町民は、危機管理に関し、普段から相互の連携に努め、災害などの発生時においては、自らを守る努力をするとともに、協力して災害などに対応しなければなりません。

第5章 議 会

(議会の役割と責務)

第27条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成される議決機関として、町の意思を決定する役割を有します。

2 議会は、町の政策の意思の決定、行政運営の監視及び条例の制定や改廃するなどの権限を有します。

3 議会は、町政への町民意思の反映を図るため、町民と意見を交換する機会を設けるなど、調査活動に努めなければなりません。

4 議会は、閉会中においても、自主性に基づき町政運営に関する調査、検討等に努めなければなりません。

5 議会は、政策の水準を向上させるため、課題などを的確に把握し、質疑の充実に努めなければなりません。

(議会の組織)

第28条 議会の組織や議員の定数は、町政運営における議会の役割を十分に考慮して定めなければなりません。

(政策会議)

第29条 議会は、本会議のほか、町政に関する政策を議論するため、政策会議を設置することができます。

2 前項の会議は、議会運営委員会の委員の中から選出された座長または議長が招集し、議事運営にあたります。

(議会の会議)

第30条 議会の会議は自由討議を基本とし、議長や委員長などは会議に出席させた町長や説明員などに、議員の質疑および質問に対し意見を述べさせることができます。

2 議会の会議は公開しなければなりません。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、その理由を公表し非公開とすることができます。

(議会の情報公開)

第31条 議会は、議会が保有する情報を町民と共有するため、情報を公開しなければなりません。

2 議会は、本会議及び委員会等の会議の日程、内容を事前に町民に周知しなければなりません。

3 議会は、審議の過程や結果及び議会に関する情報を、町民に対し、できるだけ速やかに多様な媒体を活用し公開しなければなりません。

(議員の責務)

第32条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映しなければなりません。

2 議員は、この条例の理念や原則を守り、公益のため公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。

3 議員は議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努めなければなりません。

第6章 行政組織

(執行機関の組織)

第33条 執行機関の組織は、簡素で効率的であると同時に、社会経済情勢の変化に応じ、町民にわかりやすく、相互の連携を保ち機動的に編成しなければなりません。

(執行機関運営の原則)

第34条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

(町長の責務)

第35条 町長は、町の代表者として町民の意思を常に把握するとともに、町がおかれている社会、経済情勢等に敏感に対応し、公正で民主的かつ誠実に町政を運営する責務を有します。

2 町長は、この条例の理念のもと、長期的視野にたつて町政を運営しなければなりません。

3 町長は、効率的な行政運営に努めるとともに、職員を適正に指揮監督し、能力を最大限に引き出すよう努めなければなりません。

4 町長は、就任にあたっては、自治の確立と、この条例の理念実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを議会で宣誓しなければなりません。

(職員の責務)

第36条 職員は、町民全体のために働く者として、この条例の理念や原則と制度を遵守し、常に町民が町政の主権者であることを認識し、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。

2 職員は、町民との意思の疎通を大切にし、町民の視点にたつて仕事をしなければなりません。

3 職員は、前例にとらわれず、より柔軟な思考により仕事をしなければなりません。

4 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

第7章 連携・協力

(広域連携)

第37条 町は、効率的な町政運営や共通する公共課題の解決を図るため、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めなければなりません。

(交流・連携)

第38条 町及び町民は、各分野におけるさまざまな取り組みを通じて、国内外の人々との交流を図り、そこから得られる知恵や情報を町政運営に活かします。

第8章 改正

(条例の見直し)

第39条 町は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が平取町にふさわしく、地域の情勢などに適合しているか検討しなければなりません。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及び関係する諸制度について見直しが必要となった場合、適切に対応しなければなりません。

平取町民憲章

わたしたちは、雄大な自然に恵まれ、未来に豊かな可能性を秘める平取町の町民であることに誇りを持ち、力をあわせてしあわせな町をつくるためこの憲章を定めて実行に努めます。

1 心身をきたえよく働いて、

産業の発展するまちをつくりましょう。

2 こどもをすこやかに育て、

情操豊かなまちをつくりましょう。

3 きまりをよく守り、環境をととのえて

明るいまちをつくりましょう。

4 自然を愛し、物を大切にする

風習のまちをつくりましょう。

5 すすんで住民運動の輪を広げ、

住みよいまちをつくりましょう。

昭和44年11月3日制定

平取町自治基本条例概要版（平成27年4月作成）

平取町 まちづくり課

〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地

Tel.01457-2-2222（直通）Fax01457-2277

